

福岡商工会議所 御中

福岡市長 高島 宗一郎
(経済観光文化局政策調整課)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている
下請事業者及び個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

日ごろから、福岡市政へご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、経済産業省では、2月14日付で「下請等中小事業との取引に関する配慮について」により不当な取引条件の押しつけを行わないなどの下請中小企業への配慮について、また、3月10日付で「下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について」により納期遅れへの対応、適正なコスト負担、迅速・柔軟な支払の実施、発注の取消・変更への対応など一層の配慮について、それぞれ関係事業者団体を通じ、親事業者に対して要請しております。

また、3月10日付で「個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」により、個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長と連名で関係団体を通じ、要請しております。

貴団体の加盟企業等におきましては、様々な業種があり、それぞれ事業活動を行う中で、国の要請における「親事業者」や「下請事業者」、「発注事業者」の立場になることが考えられ、また加盟企業の中には「個人事業主・フリーランス」に該当する事業者もあることと思います。

つきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている様々な立場の事業者が、十分に協議を実施した上で取引上の特段の配慮がなされますよう、改めて国の要請の周知徹底に格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 国の要請

(1) 令和2年2月14日付 要請文

「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」

(参照) 経済産業省ホームページ：下請事業者との取引について、親事業者に要請します (2月14日)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214011/20200214011.html>

(2) 令和2年3月10日付 要請文

「新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について」

(参照) 経済産業省ホームページ：下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請します (3月10日)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003.html>

(3) 令和2年3月10日付 要請文

「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について」

(参照) 経済産業省ホームページ：個人事業主・フリーランスとの取引について、発注事業者に要請します

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html>

2 参考情報 (親事業者や発注事業者から不当な発注等を受けた場合はご相談ください。)

(1) 下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者の取引上のお悩み相談を広く受け付けて「下請かけこみ寺」では、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受け、取引でお困りの事業者の相談を受け付けています。

電話：0120-418-618 (最寄りの「下請かけこみ寺」につながります。)

受付時間 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

(参照) 下請かけこみ寺ホームページ <http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

(2) 下請Gメン (中小企業庁取引調査員)

下請Gメンが中小企業を訪問し取引上のお困りごとについてヒアリングを実施しています。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用します。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

電話：092-482-5450 (九州経済産業局 中小企業課 下請ヒアリング担当)

受付時間 平日9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)

(参照) 中小企業庁ホームページ：取引調査員 (下請Gメン) による訪問調査について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.htm>